

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第30号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p><b>第10条の6</b> 自動販売機等による<u>図書類又はがん具類等</u>の販売又は貸付けの業を行う者（以下「自動販売等業者」という。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人又は被保佐人でないこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自動販売機等から<u>図書類又はがん具類等</u>を撤去することができること。</p> <p>(着用済み下着等の譲受け等の禁止)</p> <p><b>第14条の4</b> (略)</p>	<p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p><b>第10条の6</b> 自動販売機等による<u>図書類又は玩具類等</u>の販売又は貸付けの業を行う者（以下「自動販売等業者」という。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自動販売機等から<u>図書類又は玩具類等</u>を撤去することができること。</p> <p>(着用済み下着等の譲受け等の禁止)</p> <p><b>第14条の4</b> (略)</p> <p>(<u>児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止</u>)</p> <p><b>第14条の5</b> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る<u>児童ポルノ等</u>（<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され</u></p>

(場所の提供及び周旋の禁止)

**第15条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第1号から第3号までに規定する行為

(4)～(8) (略)

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

**第16条の4** (略)

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、整備法第14条の規定により青少年又はその保護者に対し同条に規定する事項を説明するときは、併せて、青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載し、又は記録した説明書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を交付し、又は提供しなければならない。

3～9 (略)

(罰則)

**第21条** (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

るものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

**第15条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第14条の4第1号から第3号までに規定する行為

(4)～(8) (略)

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

**第16条の4** (略)

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、整備法第14条の規定により青少年又はその保護者に対し同条に規定する事項を説明するときは、併せて、青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載し、又は記録した説明書又は電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。

3～9 (略)

(罰則)

**第21条** (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11) (略)

(12) (略)

5～7 (略)

8 第14条の2から第15条までに規定する行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項及び第4項第10号から第12号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(1)～(11) (略)

(12) 第14条の5の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

(13) (略)

5～7 (略)

8 第14条の2から第15条までに規定する行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項及び第4項第10号から第13号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第10条の6の改正は、公布の日から施行する。